

第百五十二号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

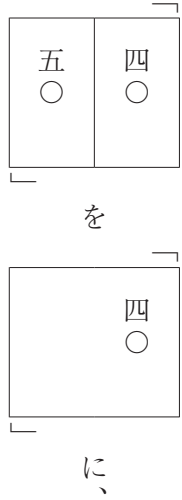
令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年六月三十日まで」を「令和七年六月三十日まで（下水道業又は旅館業に属する指定作業場にあつては、当分の間）」に改める。

附則別表ほう素及びその化合物（単位 ほう素として、一リットルにつきミリグラム）の項中



旅館業（温泉を利用するものに限る。）	五〇〇
を	

旅館業（ほう素の濃度が一リットルにつき五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	三〇〇
に改める。	

第百五十二号議案 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 一

旅館業（ほう素の濃度が一リットルにつき五〇〇ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）

五〇〇

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

（提案理由）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和四年環境省令第十七号）の施行に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の排出基準に係る暫定基準等を改める必要がある。